

特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則（案）の概要について

1 制定理由

県では、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「TAC法」という。）第10条及び第17条の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成8年千葉県規則第73号。以下「現行規則」という。）を定めています。平成30年12月に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）が公布されたことに伴い、TAC法は廃止され、海洋生物資源の保存及び管理に関する措置が改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）へ一本化されること等が定められました。

このことから、TAC法に基づき定めていた現行規則にかえて、新たに法に基づいた特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関し必要な事項を県の規則で定めるものです。

2 制定概要

(1) 漁獲量等の報告の方法（第2条関係）

特定水産資源の漁獲量等の報告は、電子情報処理組織を使用する方法により行い、やむを得ない事由がある場合には書面により行うものとする。

(2) 代理人による報告（第2条第4項関係）

(1)の報告をしようとする者が、代理人によって当該報告を行う場合には、その権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

(3) 特定水産資源の採捕の停止（第3条第1項関係）

知事が法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、管理期間の末日又は当該告示において知事が定める日までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

(4) 特定水産資源の採捕の停止（第3条第2項関係）

知事が(3)の告示に該当しなくなると認める旨の告示をしたときは、(3)の告示に係る者は、該当しなくなると認める旨の告示をした日から(3)の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

3 施行期日

この規則は、令和3年1月1日から施行することとする。